

○和泊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日条例第28号

改正

平成28年3月16日条例第9号

和泊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関

が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成28年3月16日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則4項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

5 この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な受給資格者証の交付等の準備行為をすることができる。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 町長	和泊町子ども医療費助成条例（平成28年和泊町条例第9号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務
2 町長	和泊町重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年和泊町条例第37号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務
3 町長	和泊町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年和泊町条例第23号）第2条第1号に規定する町営住宅の管理に関する事務
4 町長	和泊町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成15年和泊町条例第4号）によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
5 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	和泊町子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。） (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」

		<p>という。)</p> <p>(3) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。)</p> <p>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。)</p> <p>(5) 和泊町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)</p> <p>(6) 和泊町ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報</p>
2 町長	和泊町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務	<p>(1) 医療保険給付関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害</p>

		者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。） (3) 生活保護関係情報 (4) 住民票関係情報
3 町長	和泊町営住宅の設置及び管理に関する条例第2条第1号に規定する町営住宅の管理に関する事務	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 障害者関係情報 (4) 生活保護関係情報
4 町長	和泊町ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 重度心身障害者医療費助成関係情報

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務	町長	(1) 生活保護関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 地方税関係情報